

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づく育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 (")	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (36件) (治山林道課)	2
○道路の供用開始 (道 路 課)	17
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	18
○告示(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による犯罪被害者等早期援助団体の指定)の一部改正	19
入札公告	
○一般競争入札(高知県警察本部通信指令システムの借入れ)の公告 (警察本部会計課)	19

告 示

高知県告示第9号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。
令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
移住実績等調査
 - 2 調査の目的
県内又は県外からの移住者の実態及び関連施設等の受入れ状況の実績を把握することにより、移住を促進するための基礎資料とするため。
 - 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
団体
 - (3) 属性
県内の全ての市町村における移住者の実態及び関連施設等の受入れ状況の実績を把握することができる団体
 - 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
ア 移住についての相談状況
イ 移住者の属性
ウ 移住者の現在の仕事
エ 移住者の実移住月
オ 移住関連施設の稼働率について
カ 市町村別移住者受入れ体制について
 - (2) その基準となる期日
毎月末日
 - 5 報告を求める者
 - (1) 数
35団体
 - (2) 選定方法
県が作成した、市町村における移住者の実態及び関連施設等の受入れ状況の実績を把握することができる団体のリストによる全数調査
 - 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が報告者に直接報告を求める。
 - (2) 調査方法
報告者が記入した調査票を電子メールにより県に報告する。
 - 7 報告を求める期間
毎月翌月10日まで
- 高知県告示第10号**
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。
令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	大崎薬局	吾川郡仁淀川町大崎395	育成医療及び更生医療	/	平成28年9月1日
変更後		吾川郡仁淀川町大崎362-1			

高知県告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第64条の規定に基づき、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から指定の辞退について届出があった。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定の辞退年月日
医療法人須崎会高陵病院	須崎市横町1番28号	育成医療及び更生医療	/	平成31年3月31日

高知県告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
益田薬局	安芸市幸町416-1	育成医療及び更生医療		平成30年12月28日
徳永薬局	安芸郡奈半利町乙1678	〃		平成30年9月30日
訪問看護ステーションきだわら	四万十市不破巾着島2050-20	〃		平成30年3月31日

高知県告示第13号

平成30年6月農林水産省告示第1262号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を馬路村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路3298番地
イ 氏名
古田 茂
 - (2)ア 登記簿記載の住所

安芸郡馬路村馬路3232番地

- イ 氏名
清岡 満治
- (3)ア 登記簿記載の住所
安芸郡馬路村馬路3098番地

イ 氏名
西尾 晃一郎

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年10月農林水産省告示第1648号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第14号

平成30年6月農林水産省告示第1278号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川136番地
イ 氏名
川村 喜久次
 - (2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町土居152番地
イ 氏名
川村 喜久次
 - (3)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村大北川307番地

- イ 氏名
川村 計廣
- (4)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町土居210番地
イ 氏名
川村 敏晴

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年4月農林水産省告示第566号

- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第15号

平成30年6月農林水産省告示第1279号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
香美郡物部村楮佐古676番地1
 - (2) 氏名
山本 勝身
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年1月農林水産省告示第24号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第16号

平成30年6月農林水産省告示第1280号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町間下25番屋敷
イ 氏名
武内 儀三郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町間下316番地
イ 氏名
深川 盛義
 - (3)ア 登記簿記載の住所
安芸郡安田町間下327番2号地
イ 氏名
武内 虎吉

(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘39番屋敷 イ 氏名 小松 治太郎	安芸市本町三丁目2番11号 イ 氏名 岩佐 広芳	吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 嫁誉子
(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘55番屋敷 イ 氏名 小松 鶴貴代	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第342号	(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山312番地 イ 氏名 中西 純一
(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘683番地 イ 氏名 武本 省馬	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県大洲市徳森2413番地15 イ 氏名 滝本 利秋
(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊10番屋敷 イ 氏名 西岡 進助	高知県告示第17号 平成30年6月農林水産省告示第1281号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直	(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地 イ 氏名 中内 馨
(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊186番ロ号地 イ 氏名 小松 武久	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山367番地 イ 氏名 滝本 弘義	(11)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通三丁目29番地5 イ 氏名 中西 純一
(9)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊28番屋敷 イ 氏名 中藪 喜之助	(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山29番屋敷 イ 氏名 平野 稔	(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山299番地 イ 氏名 半場 幸一
(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊33番屋敷 イ 氏名 小松 長太郎	(3)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1334番地7 沢田マンション4階87号 イ 氏名 平野 都子	(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山436番地 イ 氏名 中内 栄
(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町内京坊9番屋敷 イ 氏名 竹内 馬次	(4)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1798番地 イ 氏名 安部 武雄	(14)ア 登記簿記載の住所 高知市長尾山町13番地 イ 氏名 中内 福富
(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地 イ 氏名 小松 弾政	(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山467番地 イ 氏名 西平 信弘	(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山486番地 イ 氏名 山中 一雄
(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村馬路3853番地 イ 氏名 小松 百合子	(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山517番地 イ 氏名 峯本 平之丞	(16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山312番地 イ 氏名 中西 豊子
(14)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市豊里町20番15号 イ 氏名 西尾 寿公	(7)ア 登記簿記載の住所	(17)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市南中振二丁目35番7号21 イ 氏名 山中 茂正
(15)ア 登記簿記載の住所		(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山505番地

<p>イ 氏名 平野 梅治</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地</p> <p>イ 氏名 中内 福富</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第887号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第18号 平成30年6月農林水産省告示第1282号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 安芸市伊尾木630番地</p> <p>(2) 氏名 高橋 正男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年9月農林水産省告示第1736号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第19号 平成30年6月農林水産省告示第1283号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安芸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>茨城県日立市森山町二丁目35番1号</p> <p>イ 氏名 有光 司</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三番町8番30号</p> <p>イ 氏名 有光 泰子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号</p> <p>イ 氏名 有光 啓</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 兵庫県西宮市甲子園三番町8番30号</p> <p>イ 氏名 有光 章</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 茨城県日立市森山町二丁目35番1号</p> <p>イ 氏名 有光 加代子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第877号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第20号 平成30年6月農林水産省告示第1424号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙2529番地</p> <p>イ 氏名 北添 光男</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし</p> <p>イ 氏名 高岡郡佐川町川内ヶ谷</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高岡郡佐川町丙2419番地</p> <p>イ 氏名 篠原 金太郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町丙2397番地1</p> <p>イ 氏名 篠原 増吉</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島北1668番地</p> <p>イ 氏名 井上 吉種</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市越前町二丁目10番15号</p> <p>イ 氏名 片岡 竹子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸110番地</p> <p>イ 氏名 片岡 隆親</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1652番地50</p> <p>イ 氏名 尾崎 竹一</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮2854番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 敏彦</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸184番地</p> <p>イ 氏名 井上 良久</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市高埴12番地6</p> <p>イ 氏名 大原 良介</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸29番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 宗太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地</p> <p>イ 氏名 井上 菊野</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 横浜市旭区上白根町795番地</p>
---	---	---

イ 氏名 尾崎 邦英 (15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸282番地	野田 正喜 (26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲2700番地	(37)ア 登記簿記載の住所 埼玉県大宮市大字東門前436番地の1 エステ・スク エア大宮東1101
イ 氏名 井上 福德 (16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸323番地	イ 氏名 野田 宇太郎 (27)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮364番地	イ 氏名 山内 リン (38)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町大板464番地
イ 氏名 井上 七起 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3095番地	イ 氏名 川村 晴子 (28)ア 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名 久万 貞衛
イ 氏名 久万 利広 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町3639番地	イ 氏名 岡林 剛英 (29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山2922番地	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林 として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第956号
イ 氏名 久万 勝清 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸78番地	イ 氏名 岡林 重生 (30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山70番地	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について 高知県告示第21号 平成30年6月農林水産省告示第1425号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲 示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日
イ 氏名 大原 常喜 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村上八川甲461番地	イ 氏名 岡林 富雄 (31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山27番屋敷	高知県知事 尾崎 正直
イ 氏名 曾我 覚吉 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲2714番地	イ 氏名 岡林 軌玄 (32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山94番屋敷	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市香里南之町9番24-202号
イ 氏名 野田 亀寿 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村大久保	イ 氏名 岡林 貞仁 (33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山25番屋敷	イ 氏名 山崎 静 (2)ア 登記簿記載の住所 住所なし
イ 氏名 筒井 藤四郎 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村大久保	イ 氏名 岡林 篤弥太 (34)ア 登記簿記載の住所 滋賀県彦根市原町600番地の91	イ 氏名 谷口 鉄次 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡宿毛町和田55番地
イ 氏名 野田 佐知 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村大久保	イ 氏名 岡林 チリ (35)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山70番地	イ 氏名 谷口 鉄次 (4)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4411番地1
イ 氏名 野田 芳蔵 (25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡上八川村甲2686番地	イ 氏名 岡林 等 (36)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山94番屋敷	イ 氏名 美濃部 章一 (5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡宿毛町宿毛
イ 氏名	イ 氏名 岡林 富作	イ 氏名

<p>(6)ア 頼田 市次 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛4456番地 イ 氏名 柏原 八十吉</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山岡 八重次</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市下益野93番口号地 イ 氏名 倉松 武</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町有永156番地 イ 氏名 谷 繁吉</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 中村市具同1258番地2 イ 氏名 井村 貴晴</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市鷹匠町二丁目5番41号 イ 氏名 津野 満</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町大字弘見86番地 イ 氏名 三好 秩子</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡和田村和田 イ 氏名 田村 中次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村上長谷807番地 イ 氏名 坂井 弥</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡中村町中村町1200番地 イ 氏名 株式会社土予銀行</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂甲351番地 イ 氏名 芝岡 覚</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年5月農林水産省告示第541号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第22号 平成30年6月農林水産省告示第1426号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬上分432番地 イ 氏名 柳瀬 雅楽</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬124番屋敷 イ 氏名 橋本 安喜</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬124番邸 イ 氏名 橋本 安喜</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年6月農林水産省告示第1331号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第23号 平成30年6月農林水産省告示第1427号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 静岡市谷田183番地1 (2) 氏名 安岡 元彦</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年6月農林水産省告示第1391号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第24号 平成30年6月農林水産省告示第1428号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村北川3054番地 イ 氏名 影平 道子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市比島町二丁目9番27号 イ 氏名 久光 茂子</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市本町二丁目3番23号 イ 氏名 山本 久子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原町下西の川786番地1 イ 氏名 下元 貞太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡樽原町樽原乙3569番地 イ 氏名 下元 貞太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>
--	---	--

<p>次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。</p> <p>昭和59年10月農林水産省告示第2095号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第25号 平成30年6月農林水産省告示第1432号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲3083番地 イ 氏名 栗林 利之助</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町334番屋敷 イ 氏名 安岡 乙松</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町345番屋敷 イ 氏名 田中 近</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年5月農林水産省告示第661号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第26号 平成30年6月農林水産省告示第1433号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p>	<p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川86番地 イ 氏名 岡林 嘉彦</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部638番地6 イ 氏名 藤村 千恵</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川420番地 イ 氏名 岡林 梅子</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川458番地 イ 氏名 岡林 定幾</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川66番地 イ 氏名 岡林 定幾</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町成川409番地 イ 氏名 酒井 義清</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年5月農林水産省告示第751号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第27号 平成30年6月農林水産省告示第1434号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地</p> <p>(2) 氏名 村上 竹次</p>	<p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年1月農林水産省告示第126号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第28号 平成30年6月農林水産省告示第1435号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を檮原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 滋賀県高島郡朽木村大字野尻486番地</p> <p>(2) 氏名 川上 寿一郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第377号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第29号 平成30年6月農林水産省告示第1436号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を南国市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 南国市黒滝244番地 イ 氏名 吉川 弥久喜</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	--

<p>長岡郡長岡村東崎58番屋敷</p> <p>イ 氏名 國澤 源次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 南国市東崎1464番地1</p> <p>イ 氏名 長陵木材株式会社</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第380号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第30号 平成30年6月農林水産省告示第1437号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡地藏寺村東石原125番上屋敷</p> <p>イ 氏名 宮元 事白</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 青森市松原三丁目9番47号 エクセレンス松原305号</p> <p>イ 氏名 山本 礼</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 東京都品川区北品川三丁目6番38番 グランクロワー ジュ御殿山302号</p> <p>イ 氏名 山本 拓史</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 横浜市戸塚区平戸三丁目3番31号</p> <p>イ 氏名 宮崎 遵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐南区大町東一丁目12番11-302号</p> <p>イ 氏名 宮崎 裕</p>	<p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町三丁目17番8号</p> <p>イ 氏名 福嶋 潔子</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡森村土居94番地</p> <p>イ 氏名 福島 潔子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 大阪市東淀川区下新庄五丁目7番19号</p> <p>イ 氏名 石川 徹</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市九反田13番10号</p> <p>イ 氏名 山本 速水</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年3月農林水産省告示第381号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第31号 平成30年6月農林水産省告示第1438号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町鹿敷1791番地5</p> <p>イ 氏名 町田 俸造</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町鹿敷622番地</p> <p>イ 氏名 町田 宗治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市一宮しなね一丁目7番10号 スマイルタウンB棟</p> <p>イ 氏名</p>	<p>倉本 秋</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村竹屋敷28番地</p> <p>イ 氏名 大倉 順盛</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町坂本511番地</p> <p>イ 氏名 金森 直広</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1995番地</p> <p>イ 氏名 石本 守健</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1021番地</p> <p>イ 氏名 安部 美恵子</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 愛知県大府市共和町砂原19番24号</p> <p>イ 氏名 安部 正成</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 大阪市淀川区加島二丁目2番69号</p> <p>イ 氏名 中内 幸栄</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町中大平543番地2</p> <p>イ 氏名 片岡 フクエ</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲1610番地</p> <p>イ 氏名 片岡 雪子</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3079番地</p> <p>イ 氏名 岡 広続</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3079番地</p> <p>イ 氏名 岡 国友</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁3301番地</p> <p>イ 氏名 岡 脇</p>
---	---	--

<p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2524番地 イ 氏名 戸梶 吉直</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知甲2133番地4 イ 氏名 織田 富夫</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山3083番地 イ 氏名 望岡 盛満</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町越知丁2766番地 イ 氏名 藤原 登志雄</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 徳島市昭和町一丁目42番地 イ 氏名 井上 香</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町野老山 イ 氏名 岡 金吾</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高知市上本宮町200番地6 イ 氏名 片岡 澄雄</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎 イ 氏名 片岡 為治</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎 イ 氏名 片岡 重太郎</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高岡郡越知町横島北1522番地 イ 氏名 村上 信隆</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村船戸4996番地 イ 氏名 倉橋 清重</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>東京都小金井市貫井北町五丁目12番8号 リブレ小金井302 イ 氏名 野々宮 益輝</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 高知市南万々147番地10 イ 氏名 篠原 侯雄</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡7243番地ロ イ 氏名 西森 孝茂</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲1010番地 イ 氏名 大黒 正一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和61年7月農林水産省告示第1167号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第32号 平成30年7月農林水産省告示第1489号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 大阪市東淀川区上新庄二丁目21番23号 イ 氏名 岡本 久</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岡本 善吉</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊与田 銀太郎</p>	<p>(4)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡1066番地 イ 氏名 岡本 芳太郎</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡842番地2 イ 氏名 吉岡 節生</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 四万十市佐岡578番地 イ 氏名 田邊 和慶</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 徳島市津田本町五丁目1番4号 イ 氏名 岡本 正</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡7番屋敷 イ 氏名 田辺 亀太郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡5番屋敷 イ 氏名 吉本 民次</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡6番屋敷 イ 氏名 山岡 慶太</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡 イ 氏名 岡本 芳太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 中村市佐岡951番地 イ 氏名 岡本 正</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 徳島市新浜本町一丁目7番20号 イ 氏名 岡本 正</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年7月農林水産省告示第1117号</p>
---	--	---

<p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第33号 平成30年7月農林水産省告示第1491号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸184番地 イ 氏名 井上 利広</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸15番屋敷 イ 氏名 片岡 角治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸110番地 イ 氏名 片岡 隆親</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 松山市東長戸一丁目10番45号 イ 氏名 古賀 和文</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸54番地 イ 氏名 尾崎 艶子</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎 イ 氏名 尾崎 新太郎</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1470番地 イ 氏名 尾崎 清秀</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1531番地 イ 氏名 片岡 静枝</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>吾川郡吾川村岩戸243番地 イ 氏名 井上 幸清</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 京都市下京区西七条東八反田町31・32合番地 イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 京都府福知山市宇天田517番地 イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町加茂1086番地 イ 氏名 岡田 博文</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1779番地 イ 氏名 片岡 朝喜</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地316 イ 氏名 片岡 三夫</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町永野1705番地 イ 氏名 和田 楠一</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市高埴12番地 6 イ 氏名 大原 良介</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸29番地 イ 氏名 尾崎 宗太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1258番地 イ 氏名 片岡 朋幸</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1726番地 イ 氏名 片岡 寿恵義</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸2573番地</p>	<p>イ 氏名 井上 茂弘</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 松山市東長戸一丁目10番45号 イ 氏名 古賀 和文</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸282番地 イ 氏名 井上 進</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地 イ 氏名 井上 菊野</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 尾崎 新太郎</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸54番地 イ 氏名 尾崎 竹正</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 川崎市向ヶ丘538番地 イ 氏名 井上 常</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸269番地 イ 氏名 井上 忠雄</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村岩戸80番地 イ 氏名 井上 九星</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村峯岩戸282番地 イ 氏名 井上 福德</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村峯岩戸59番地 イ 氏名 岡林 四郎</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡いの町3200番地 仁淀ハイツ406号 イ 氏名</p>
--	--	--

<p>(32)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丁1652番地50 イ 氏名 尾崎 竹一</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村大崎 イ 氏名 井上 亀太郎</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 大阪市城東区成育四丁目26番19号 イ 氏名 前岡 勇喜</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市引野町三丁目344番地 イ 氏名 片岡 道也</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 京都府綾部市大島町番田11番地1 イ 氏名 片岡 智準</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村寺村1287番地 イ 氏名 片岡 亀太郎</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村寺村1287番地 イ 氏名 片岡 亀太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1567号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第34号 平成30年7月農林水産省告示第1492号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村柚ノ木158番地 イ 氏名 奥村 重通</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡月灘村小才角643番地 イ 氏名 二神 照美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町小才角456番地 イ 氏名 浜田 政喜</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 名古屋市西区上名古屋町四丁目43番地1 イ 氏名 二神 泰得</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大内町一切76番地 イ 氏名 中野 梅芳</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川3574番地 イ 氏名 増田 文恒</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川3574番地 イ 氏名 増田 利平</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町156番地5 イ 氏名 横山 一男</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛5339番地19 イ 氏名 黒石 義治</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川2765番地 イ 氏名 浦野 幹子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市平田町黒川2768番地1 イ 氏名 西尾 武</p>	<p>(12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市中央三丁目3番15-401号 イ 氏名 川村 光伸</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 中村市具同69番地1 イ 氏名 西尾 晟</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡平田村黒川23番屋敷 イ 氏名 増田 升太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 香川県木田郡牟礼町牟礼1671番地3 建設省3-41 イ 氏名 宮本 正司</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和60年10月農林水産省告示第1585号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第35号 平成30年7月農林水産省告示第1499号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門227番地7 イ 氏名 山中 由尾</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市天神町117番地2 イ 氏名 北川 浩一郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門89番地</p>
--	---	---

<p>イ 氏名 山中 頼秀</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤41番地2</p> <p>イ 氏名 川村 茂清</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤52番地</p> <p>イ 氏名 川村 千世亀</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市神田23番地1 船岡団地R 2-4</p> <p>イ 氏名 川村 敬紹</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年6月農林水産省告示第1365号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第36号 平成30年7月農林水産省告示第1500号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町石原1684番地</p> <p>イ 氏名 小三原地区自治会</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町小筑紫502番地46</p> <p>イ 氏名 上岡 義晴</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年8月農林水産省告示第1672号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>	<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第37号 平成30年7月農林水産省告示第1501号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 宿毛市与市明14番7号</p> <p>(2) 氏名 松田 高男</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年8月農林水産省告示第1693号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第38号 平成30年7月農林水産省告示第1502号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面287番屋敷</p> <p>イ 氏名 川上 高恵</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面西分2094番地</p> <p>イ 氏名 沖田 清春</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町後別当353番地2</p> <p>イ 氏名 西村 寛一</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高知市比島町二丁目16番55号</p> <p>イ 氏名 川上 幸彦</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村構原甲7番地</p> <p>イ 氏名 西村 寛一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町構原東甲707番地</p> <p>イ 氏名 立道 関</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市水堂町一丁目1番27号</p> <p>イ 氏名 二宮 清</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和59年8月農林水産省告示第1806号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第39号 平成30年7月農林水産省告示第1508号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 愛媛県南宇和郡御荘町平城3826番地</p> <p>イ 氏名 岡村 文雅</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西土佐村藪ケ市162番地</p> <p>イ 氏名 岡村 文雅</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>
--	--	--

<p>次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年9月農林水産省告示第1955号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第40号 平成30年7月農林水産省告示第1510号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村上小南川34番地 イ 氏名 石川 幸代</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川224番地 イ 氏名 朝倉 昭一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 大阪府河内長野市西代町6番30号 イ 氏名 岩崎 照徳</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川71番地 イ 氏名 岩崎 栄</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町110番地6 イ 氏名 筒井 昌二</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川101番地 イ 氏名 長瀬 博幸</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川134番地 イ 氏名 筒井 好吉</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川224番地 イ 氏名</p>	<p>朝倉 又四郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川34番地 イ 氏名 筒井 吉治</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川5番地 イ 氏名 岩崎 貞男</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 南国市立田1288番地7 イ 氏名 石川 吉角</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切 イ 氏名 山中 九内</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川101番地 イ 氏名 長瀬 キシ</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村中切 イ 氏名 伊藤 福平</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村高野255番地9 イ 氏名 石川 吉角</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 高知市神田1469番地87 イ 氏名 岩崎 昭司</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年10月農林水産省告示第2055号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第41号 平成30年7月農林水産省告示第1511号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指</p>	<p>定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村黒代1139番地 イ 氏名 岡村 秀市</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香川県善通寺市弘田町363番地1 イ 氏名 楮佐古 友一</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市東秦泉寺245番地 イ 氏名 和田 喜代志</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市吸江58番地 イ 氏名 和田 農寛</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市高須新町三丁目2番30号 イ 氏名 和田 光明</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐山村桑尾41番屋敷 イ 氏名 和田 千代藏</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年12月農林水産省告示第2354号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第42号 平成30年7月農林水産省告示第1512号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を高知市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p>
---	---	--

<p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡鏡村敷ノ山447番地 イ 氏名 山村 稔直</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市西成区松通六丁目9番地 イ 氏名 西村 革</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 式地 勝之進ほか18名</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐村田井845番地 イ 氏名 川村 延猪</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵776番地 イ 氏名 川村 良輔</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵21番地 イ 氏名 川村 嘉伊治</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵246番地 イ 氏名 川村 鶴吉</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵268番地 イ 氏名 川村 嘉作</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵278・279合番地 イ 氏名 川村 惣一</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵278・279合番地 イ 氏名 川村 直治</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵284番地 イ 氏名 川村 愛吉</p>	<p>(12)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵300番地 イ 氏名 川村 豊重</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵300番地 イ 氏名 川村 命富</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵342番地 イ 氏名 川村 正春</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵34番屋敷 イ 氏名 川村 一喜</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵353番地 イ 氏名 川村 信猪</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵367番地 イ 氏名 山下 眞澄</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵418番地 イ 氏名 川村 貞幹</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵420番地 イ 氏名 川村 右富</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵445番地 イ 氏名 川村 亀生</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町大淵462番地 イ 氏名 川村 富喜</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵53番地 イ 氏名 川村 改朔</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>長岡郡本山町大淵552番地 イ 氏名 和田 十次郎</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵56番地 イ 氏名 永野 瀧次</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵633番3号地 イ 氏名 山中 彦馬</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵82番地 イ 氏名 川村 東</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 土佐市宇佐町宇佐2840番5 イ 氏名 小笠原 隆彦</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 千葉県佐倉市六崎1231番地2 イ 氏名 山本 文雄</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村越裏門243番地3 イ 氏名 和田 安幸</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村桑瀬52番屋敷 イ 氏名 伊東 初恵</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵353番地 イ 氏名 川村 延猪</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町大淵298番地 イ 氏名 川村 貞一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年12月農林水産省告示第2392号 (2) 変更後の指定施業要件</p>
--	---	--

<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第43号</p> <p>平成30年7月農林水産省告示第1513号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関77番屋敷</p> <p>イ 氏名 門脇 吉次</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関</p> <p>イ 氏名 溜井 興吉</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関57番屋敷</p> <p>イ 氏名 宮中 覺次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関63番屋敷</p> <p>イ 氏名 溜井 重次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関64番屋敷</p> <p>イ 氏名 眞辺 柳八</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関甲789番地</p> <p>イ 氏名 溜井 貞次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関甲859番地</p> <p>イ 氏名 宮中 千代次</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町入野104番地</p> <p>イ 氏名 井上 正利</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部1135番地7</p>	<p>イ 氏名 細川 稔和</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地</p> <p>イ 氏名 村上 正茂</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町杉767番地</p> <p>イ 氏名 川井 末広</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川上名1768番地</p> <p>イ 氏名 天神宮</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町立川下名498番地</p> <p>イ 氏名 前野 種雄</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 長岡郡西豊永村寺内680番地</p> <p>イ 氏名 中西 重吾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村桃原147番地</p> <p>イ 氏名 上村 安男</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大杉村立川下名252番地</p> <p>イ 氏名 村上 竹次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町上関60番屋敷</p> <p>イ 氏名 寺山 民次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町船戸168番地1</p> <p>イ 氏名 中西 盛興</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年2月農林水産省告示第185号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・</p>	<p>期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第44号</p> <p>平成30年7月農林水産省告示第1514号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町3699番地1</p> <p>イ 氏名 山本 新一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号</p> <p>イ 氏名 米沢 善脩</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年2月農林水産省告示第322号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第45号</p> <p>平成30年7月農林水産省告示第1515号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪府豊中市刀根山三丁目6番1-404号</p> <p>イ 氏名 小松 需</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山45番地1</p> <p>イ 氏名 黒岩 続</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町安田1868番地</p>
--	--	--

<p>イ 氏名 中島 和</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘61番地</p> <p>イ 氏名 清岡 正幹</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘683番地</p> <p>イ 氏名 武本 有義</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘731番地</p> <p>イ 氏名 武本 鷹市</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘748番地</p> <p>イ 氏名 小松 博亮</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町唐浜1263番地 4</p> <p>イ 氏名 武本 幸二郎</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 埼玉県大宮市奈良町79番地73</p> <p>イ 氏名 清岡 千純</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年3月農林水産省告示第406号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第46号 平成30年7月農林水産省告示第1749号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡馬路村魚梁瀬3744番地</p>	<p>イ 氏名 新居 和子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市葛島二丁目 6 番30号</p> <p>イ 氏名 山口 龍彦</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし</p> <p>イ 氏名 川越 紋平</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和62年7月農林水産省告示第875号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第47号 平成30年8月農林水産省告示第1773号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月14日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山450番地</p> <p>イ 氏名 中内 嫁誉子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山505番地</p> <p>イ 氏名 平野 梅治</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山491番地</p> <p>イ 氏名 中西 喜代栄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山534番地</p> <p>イ 氏名 峯本 朝幸</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野772番地</p>	<p>イ 氏名 大野 盛茂</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町椿山502番地</p> <p>イ 氏名 平野 雅満</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野772番地</p> <p>イ 氏名 大野 鉄雄</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川2601番地16</p> <p>イ 氏名 西森 泰平</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市札幌18番地</p> <p>イ 氏名 西森 茂</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目 1 番11号</p> <p>イ 氏名 西森 泰平</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野697番地</p> <p>イ 氏名 西森 清福</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高知市薊野1193番地 1</p> <p>イ 氏名 西森 貞雄</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野738番地</p> <p>イ 氏名 西森 貞雄</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大野775番地</p> <p>イ 氏名 西森 常尾</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町用居丙1565番地36</p> <p>イ 氏名 押岡 水義</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 滋賀県大津市真野町1246番地29</p> <p>イ 氏名</p>
---	--	--

西村 剛志

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2466号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第48号
平成30年8月農林水産省告示第1774号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
令和元年5月14日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村下小南川224番地
イ 氏名
朝倉 昭一

(2)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村下小南川字宮ノ元鎮座
イ 氏名
河内神社

(3)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村上小南川34番地
イ 氏名
石川 幸代

(4)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村下小南川34番地
イ 氏名
筒井 吉治

(5)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村下小南川34番地
イ 氏名
筒井 實馬

(6)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町土居159番地1
イ 氏名
岩崎 幹雄

(7)ア 登記簿記載の住所
土佐郡大川村中切422番地
イ 氏名

矢田 武廣

(8)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山491番地
イ 氏名
中西 喜代栄

(9)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山313番地
イ 氏名
中西 勝繁

(10)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山486番地
イ 氏名
山中 俊美

(11)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山450番地
イ 氏名
中西 嫁誉子

(12)ア 登記簿記載の住所
高知市棧橋通三丁目16番17号
イ 氏名
中西 恵美子

(13)ア 登記簿記載の住所
吾川郡池川町椿山367番地
イ 氏名
滝本 弘義

(14)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川東津賀才96番地5
イ 氏名
岡林 治男

(15)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川新別1964番地
イ 氏名
國友 太郎

(16)ア 登記簿記載の住所
吾川郡小川村新別1964番地
イ 氏名
國友 太郎

(17)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川新別1803番地
イ 氏名
渡辺 益子

(18)ア 登記簿記載の住所
兵庫県神戸市北区鈴蘭台北町一丁目10番4号
イ 氏名
滝本 広網

(19)ア 登記簿記載の住所
土佐郡土佐町瀬戸610番地
イ 氏名
岡林 利春

(20)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川新別825番地
イ 氏名
岡林 富士夫

(21)ア 登記簿記載の住所
吾川郡小川村新別148番屋敷
イ 氏名
筒井 光次

(22)ア 登記簿記載の住所
大阪市東区今橋二丁目28番地
イ 氏名
中江産業株式会社

(23)ア 登記簿記載の住所
高知市棧橋通三丁目26番17号
イ 氏名
中西 恵美子

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年3月農林水産省告示第392号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第49号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和元年5月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年5月14日
高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
2 路線名 高知本山
3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市薊野字孝々谷590番5から 高知市薊野字孝々谷590番	102	令和元年5月14日

1 まで

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和元年5月14日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

令和元年6月17日（月）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
 高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の

資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

関する知識	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であるこ

	<p>要な教習の技能</p> <p>と。</p> <p>学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p>				
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	<p>教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>教習指導員として必要な教育についての知識</p>	<p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。</p> <p>面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。</p>	<p>二種免許等21,500円)</p> <p>イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）</p> <p>4 その他</p> <p>審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線380）に問い合わせること。</p> <p>高知県公安委員会告示第2号</p> <p>平成24年8月高知県公安委員会告示第21号（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律による犯罪被害者等早期援助団体の指定）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和元年5月14日</p> <p>高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>表中「田村 裕」を「岡内 紀雄」に改める。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: center;">入 札 公 告</p> <p>-----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和元年5月14日</p> <p>高知県警察本部長 宇田川 佳宏</p>	<p>者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p>	
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	<p>教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>技能教習に必要な教習の技能</p>	<p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。</p> <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。</p>	<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品の名称及び数量</p> <p>高知県警察本部通信指令システム 一式</p> <p>(2) 借入物品の特質等</p> <p>入札説明書による。</p> <p>(3) 借入物品の借入期間</p> <p>令和2年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>(4) 借入物品の借入場所</p> <p>高知県警察本部生活安全部通信指令課が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法</p> <p>ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料（保守料金を含む。）の月額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。</p>	<p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号780-8544</p> <p>高知市丸ノ内二丁目4-30</p> <p>高知県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>電話番号088-826-0110（内線2252）</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>令和元年5月14日（火）から同年6月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>(3) 入札事前説明会の日時及び場所</p> <p>ア 日時</p> <p>令和元年6月14日（金）午後1時30分</p> <p>イ 場所</p> <p>高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>(4) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時</p>	
(3) 審査手数料の額	<p>ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第</p>		<p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた</p>		

<p>令和元年7月5日(金)午前10時30分 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年7月4日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4-30 高知県警察本部1階 102会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和元年6月21日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年6月14日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参</p>	<p>加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Emergency Dispatch System 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 21 June 2019</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 10:30 A.M. on Friday 5 July 2019</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Thursday 4 July 2019</p> <p>(5) Contact: Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544 Japan Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
--	--	--